|  |
| --- |
| 中小企業  　　新型コロナウイルス対策  事業継続支援金のご案内  **～事業継続への取組（事業）を支援します～**  **京田辺市と京田辺市商工会では、新型コロナウイルス感染症の影響下で、業況が悪化している、中小企業・小規模企業等の皆さまを支援する「新型コロナウイルス対策緊急支援事業」を実施しております。**  **この事業は、中小企業応援隊の支援策として、新型コロナウイルス感染症の影響等により、特に大きな影響を受けている皆さまに、事業継続の支援金を交付するものです。** |

**【申請受付期間】**

**令和２年５月１５日（金）から令和２年６月１５日（月）まで**

**【申請書の提出先】**

**原則、郵送とします。**

**提出先は以下のとおりです。**

**（宛先）　〒610-0334**

**京田辺市田辺中央４丁目３－３　　京田辺市商工会　宛**

**【申請要件】**

**新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により業況に大きな影響を受けている京田辺市内（法人にあっては京田辺市内に事業所を有する者、個人にあっては京田辺市内に住所を有する者）の中小企業**

**【問合せ先】**

**京田辺市商工会（ＴＥＬ：０７７４－６２－００９３）　担当：高橋・平島・仲野・窪津**

**山城地域ビジネスサポートセンター（ＴＥＬ：０７７４－６８－１１２０）　担当：船本**

**京田辺市商工会ホームページＵＲＬ　https://kyotanabe.kyoto-fsci.or.jp/**

**１　京田辺市内に事業所等を有する下記の中小企業が対象**

**＊２０２０年１月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が５０％以上減少した月が存在すること。**

⑴　中小企業

〔中小企業の範囲〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業　 種 | 常時使用する従業員の数 | 資本金の額又は出資の総額 |
| 製造業・その他の業種 | ３００人以下 | ３億円以下 |
| 卸売業 | １００人以下 | １億円以下 |
| 小売業 | ５０人以下 | ５，０００万円以下 |
| サービス業 | １００人以下 | ５，０００万円以下 |

※　一部対象とならない業種もありますので、お問い合せください。

⑵　京田辺市内企業の定義

法人にあっては市内に事業所を有する者、個人事業主は市内に住所を有する者

**２　支援金額**

　１事業者　**１０万円**

**３　交付申請書等の提出書類は、期日までに申請書提出先へ原則として郵送で提出してください（必着）。**

**（提出書類）**

**●交付申請書**

**●申請内容を証明する書類**

**２０１９年分の所得を確認する書類**

**（個人事業主）**

**確定申告書の写し**

**（２０１９年分　申告書第一表の控え）**

**（青色申告者は所得税青色申告決算書の控え、白色申告者は収支内訳書及び月別の事業収入がわかるもの（売上台帳等））**

**（法人）**

**確定申告書の写し**

**（２０１９年分　申告書第一表の控え）**

**（法人事業概況説明書の控え）**

**２０２０年分の対象月の売上を確認する書類**

**対象月の売上台帳等（任意の様式で可　ただし対象月等が明記されているもの）**

**※国の持続化給付金の給付通知を上記の証明とすることもできます。**

**●チェックリスト**

**４ 　支援金の交付又は不交付の決定は、文書により各申請者に通知いたします。**

　支援金は、予算の範囲内で交付します。

　受付開始早々分については、できるだけ５月中に入金する予定です。